

このような中、消費者教育を総合的・一体的に推進し、消費者の自立支援を目的とする「消費者教育の推進に関する法律」の施行により、地方公共団体は「消費者教育推進計画」を定めることが努力義務とされます。

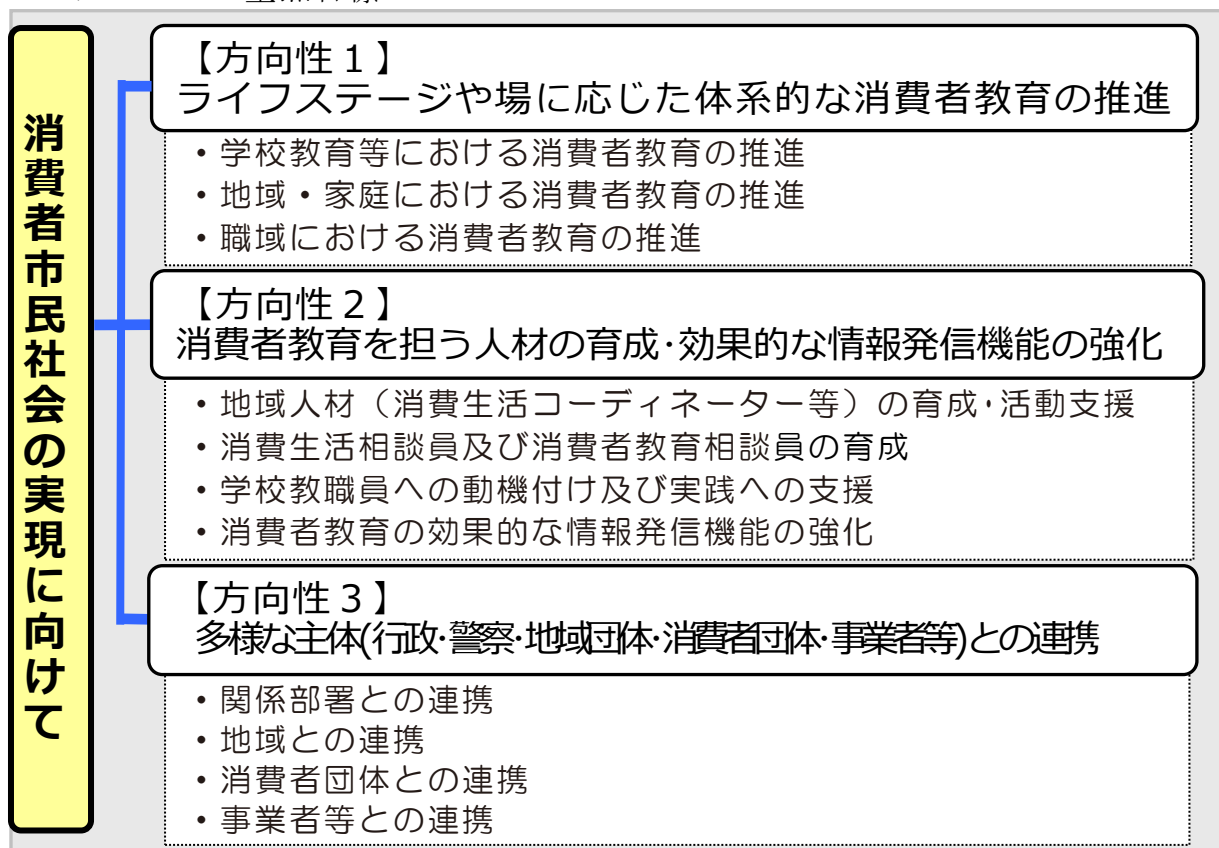
柏市では、市民一人ひとりが賢い消費者となって消費者被害を未然に防ぐとともに、「消費者の行動が及ぼす影響力を理解して、自ら学び、考え、行動できる、自立した市民づくり・地域づくり」を目標として、平成30年度から令和4年度（2022年度）までの5年間を期間とする「柏市消費者教育推進計画」を策定しました。

「柏市消費者教育推進計画」の年度別重点推進領域において、本来であれば令和3年度に推進の効果を計るアンケート調査の実施、次期計画策定に向けての検討開始、令和4年度末に計画案を策定し、令和5年度から令和9年度の5年間を新たな計画のスタートとしていましたが、令和2年度からの「新型コロナウイルス感染症の感染拡大」の影響により計画にある各事業は、中止または規模縮小を余儀なくされ、通常での事業実施が非常に厳しい状況となりました。

このような状況から、計画目標値に実施数値が届かない事業が多くなると予想され、今般の見通しが立たない中での新たな計画の策定が困難であったことや、令和2年度に策定した柏市経営戦略方針（柏市第五次総合計画後期基本計画）の計画年次との整合性を踏まえ、計画期間を3年間延長して令和7年度までとし、第4章の施策展開（具体的な施策）について、昨今の社会情勢、これまでの進捗状況などを踏まえ、必要な見直しを図り、最終年度の目標値を新たに設定する一部改訂を令和4年度に行いました。

(2) 消費者教育の基本的な方向性

ア 3つの重点目標



イ 柏市版消費者教育の体系イメージマップ

柏市版消費者教育の体系イメージマップ

計画の目標		地域					
		学校、園、社会教育施設					
消費者教育の場		家庭					
各場の特徴 (消費者の特性に 配慮する)	重点領域	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	特になき 期	成人期 成人一般 特に高齢期
		家庭などを中心に消費生活を 送る時期 (思わぬ商品事故に周囲の人の 注意が必要な時期)	家庭などを中心に消費生活を 送る時期	家庭などを中心に消費生活をして 主体的な行動を始める時期	消費者として自立を始める時 期 (成人すると、社会経験が少な いことを利用した悪質商法に狙 われる時期)	精神的、経済的に自立した消 費生活を送る時期	人生での豊富な経験や知識を 消費者市民社会構築に活かす 時期 (悪質商法に狙われる時期)／ 思わぬ商品事故に周囲の人の 注意が必要な時期)
消費者市民社会の構築	人、社会、環境、 未来を考えた消費 生活を送る力(持 続可能な消費)	買い物に関心を 持つ	消費をめぐる物と金銭の流れを知り、消費者の行動との関わりを考える				
	消費者の影響を 理解し、行動す る力(消費者市 民社会)	物を大切にす る	消費生活と環境、資源及びエネルギーとの関わりを知り、消費生活に生かす				
		協力の大切さに気付く	消費者問題に目を向け、消費者としてできることを考え、実行する				
商品安全	商品や安全に使用 する力	安全に関する注意を守る	商品を買うときや使うときに安全に配慮する／商品の危険有害情報に関心をもち、伝え合う				
	安全な商品を選 ぶ力	商品を使用して怪我をしたときや危険だと思ったことを、信頼できる大人に知らせる					
		買い物のマナーや約束を守る	商品による危険や危害に関する相談機関を知り、活用する				
契約・金銭管理・生活設計	契約の仕組みを 理解する力		契約の決まりを知る、契約の内容を確認し、よく考えてから契約する				
	消費者トラブルに 対応する力	困ったときは信頼できる大人に知らせる					
	生活設計し、金 銭を管理する力	買ってもらいたい、買いたい物があるとき、欲しい理由を考える 物や金銭の大切さに気づき、使い方を考えて実践する	販売方法の特徴、契約トラブル解決の法律や制度、相談機関を知り活用する／消費者被害の情報に関心をもち、伝え合う				
情報社会対応	消費生活情報を 理解し、活用する 力		消費生活情報について、発信の目的と特徴に気づき情報の内容を確認し、適切に活用し、意思決定に生かす				
		情報の収集、発信の技能を身につけて適切に行う					
	情報モラルを理 解し、活用する力	自分の物に名前を書き大切に扱う 他の人の物を大切に扱う 知らない人に聞かれたときは、 家族や友だちの話を教えないように する 聞かれても、言いたくないことは言わ なくてよいことを理解する	個人情報、著作権、肖像権及び情報発信の責任を理解し、注意して行動する				

ウ 数値目標（成果指標）

1 消費生活センターの業務内容を知っている割合 現状 42.2% ⇒ 65%（市民アンケート）
2 学校で消費者教育を行っていく上で問題がないと答える割合 現状 31.6% ⇒ 50%（学校教職員アンケート）
3 事業所で消費者問題に関する啓発（消費者教育）を行っている割合 現状 23% ⇒ 35%（事業所アンケート）

エ 年度別重点推進領域

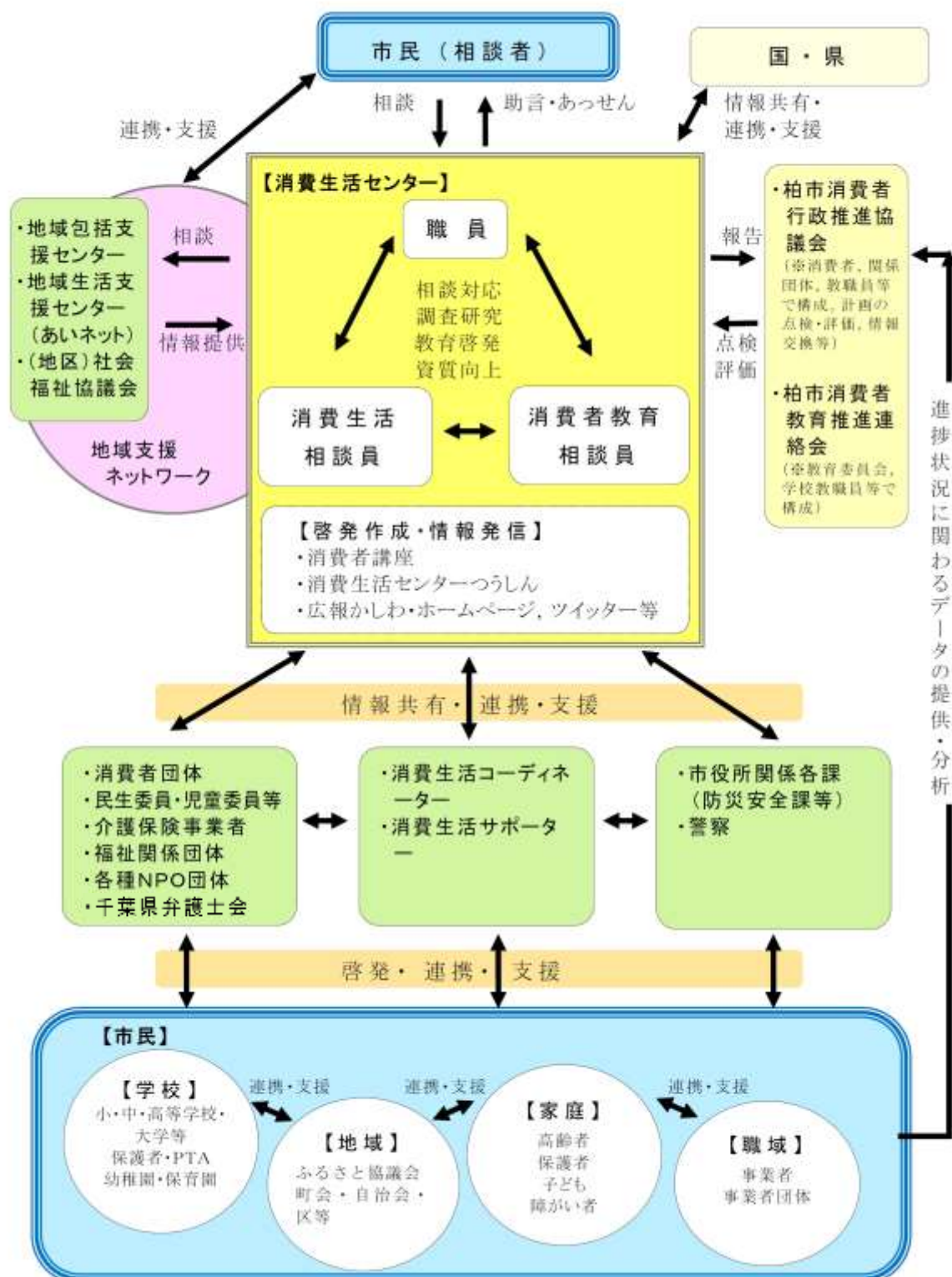
	年度	特に推進する 領域及び対象	推進方法
1 年 目	30 (2018) 年度	・「契約金銭管理・生活設計」 「情報社会対応」 ・高齢者、幼児期～高校生 期を中心に	・インターネットを使った効果的な周知の確立 (市民・学校教職員向け) ・学校教職員への研修講座開催の検討 ・市民向け啓発チラシの見直し、検討 ・高齢者見守り体制の確立
2 年 目	令和元 (2019) 年度	・「契約・金銭管理・生活設 計」「情報社会対応」 ・高齢者、幼児期～高校生 期を中心に	・チラシ、リーフレット配布先の拡充(小・中・高 等学校、大学、幼稚・保育園、事業所等) ・市民向け消費者講座の拡充 ・インターネットトラブル対応の拡充 ・高齢者見守り体制の拡充
3 年 目	令和2 (2020) 年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・連携先及び相談先のデータベース化 ・前期2年間を振り返り、未実施部分について 見直し検討・実施
4 年 目	令和3 (2021) 年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・柏市経営戦略方針(第五次総合計画 後期基本計 画)との調整
5 年 目	令和4 (2022) 年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・柏市経営戦略方針(第五次総合計画 後期基本 計画)との連動 (延長した3年分の主要事業の目標値設定)
6 年 目	令和5 (2023) 年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・学校教育等における消費者教育の推進 ・地域・家庭における消費者教育の推進 ・職域における消費者教育の推進
7 年 目	令和6 (2024) 年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・学校教育等における消費者教育の推進 ・地域・家庭における消費者教育の推進 ・職域における消費者教育の推進 ・推進の効果を計るアンケート調査の実施 ・次期計画策定に向けての検討開始
8 年 目	令和7 (2025) 年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・学校教育等における消費者教育の推進 ・地域・家庭における消費者教育の推進 ・職域における消費者教育の推進 ・次期計画策定の協議、年度末に策定

(3) 今後の消費者教育の計画的な推進

ア 消費生活センターの消費者教育推進機能の強化

消費生活センターを「消費者教育の拠点」として位置づけ、相談業務だけでなく、市民に身近な地域や学校等にこれらの情報を提供し、市民一人ひとりが自立した消費者になることを目指すとともに、地域の消費者として学び合い、ともに支えあう地域づくりを推進します。

イ 推進体制



(4) 進捗状況

ア 【方向性1】 ライフステージや場に応じた体系的な消費者教育の推進

(ア) 学校教育等における消費者教育の推進

具体的な施策		(R元)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	目標 (R7)
1	各教科等における体系的な消費者教育の推進	実施 (授業実践 6回)	R3年度実 施に向けた 検討	授業実績 小学校5校 中学校5校 高校3校	既存実施	授業実践 小学校4校 中学校4校 高校2校	授業実践 小学校5校 中学校5校 高校3校
2	「柏市消費者教育推進連絡会」の開催及び教員の消費者教育に対する関心を高め、研修に参加できるような環境を整え、適切な教材、資料を提供することによって児童、生徒への浸透を図る	・3回開催 ・授業実践 6回実施 (小学校2校, 中学校4校)	・2回開催 (書面開催) ・アンケート をもとに各 委員へ情 報提供	・3回開催 (3回目は 書面開催) ・「小・中・高 等学校での 消費者教育 授業事例 集」の発行 (市内小・ 中・高校に 配布)	・3回開催 ・委員は、小・ 中・高等学校 の教職員で構 成	・2回開催 ・委員は、 小・中・高 等学校の 教職員で 構成	年3回の開催 全教職員への 周知徹底と、 多様な周知方 法(動画等)の 活用
3	幼児・児童・生徒・保護者向け啓発リーフレット・ちらし等の作成・配布 (事故防止ハンドブック等)	啓発パンフ 配布 (992部)	啓発パンフ 配布 (25部)	啓発パンフ 配布 (103部)	啓発パンフ配 布 (60部)	啓発パンフ 配布 (158部)	各校・各園で 年1回以上の 配布
4	高等学校における消費者教育授業への支援や、出前講座等の実施				市内全高等学校に消費者教育の現状及び認識等を把握するため、消費者教育関係調査を実施	3校実施 (千葉県消費者団体 NW強化・ 活性化事業補助金 を活用)	市内全高等学校に消費者教育が普及するよう、授業への支援や出前講座等の実施
5	大学及び専門学校入学時ガイダンス等における消費者教育出前講座等の実施	1回開催	未実施	未実施	・市内大学及び専門学校に消費者教育の現状及び認識等を把握するため、消費者教育関係調査を実施 ・啓発用クリアファイルの配布(大学1校, 専門学校2校)	出前講座の実施(専門学校1校)	希望校への出前講座等の実施

(イ) 地域・家庭における消費者教育の推進

具体的な施策		(R元)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	目標 (R7)
1	消費生活情報リーフレット「消費生活センターつうしん」、ホームページ、メール配信サービス、広報かしわ等による情報発信	5回	「消費生活センターつうしん」の発行				4回以上
		・5/15号 1・2面 ・J:COM 放映	広報かしわへの掲載等				広報かしわ: 年1回特集ページ掲載 HP: 随時最新情報更新
		・ツイッターの活用	・ツイッターの活用 ・地域包括支援センター向け「消費者トラブルニュース」発信(8回) ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回)	・ツイッターの活用 ・地域包括支援センター向け「消費者トラブルニュース」発信(12回) ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回)	・ツイッターの活用 ・地域包括支援センター向け「消費者トラブルニュース」発信(12回) ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回)	・ツイッターの活用 ・地域包括支援センター向け「消費者トラブルニュース」発信(12回) ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回)	・ツイッターの活用 ・消費者トラブルニュースを月1~2回発信 ・メール配信サービス(いくくるメール)の活用 ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回)
2	消費者講座, 出前講座の開催(町会, サロン, 事業所等) ①消費生活相談員等が講師のもの ②消費生活コーディネーターが講師のもの ③消費者団体が講師のもの	20回 (除: 高校)	15回 (除: 高校)	12回 (除: 高校)	①20回 (除: 高校) ②10回 ③6回 合計36回	①22回 (除: 高校) ②78回 ③6回 合計106回	年40回 開催
3	消費生活コーディネーターによるチラシ等の配布, 地域活動件数	22,021 枚	チラシ配布数				25,000 枚
		369件	地域活動件数				180件
4	障害者への消費者啓発				3回	2回	障害者通所施設や特別支援学校等での消費者啓発機会の確保・実施

(ウ) 職域における消費者教育の推進

具体的な施策		(R元)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	目標 (R7)
1	社員研修等への講師派遣	2事業者	4事業者	0事業者	2事業者	1事業者	5事業者
2	社会人(従業者)向け啓発パンフレット・ポスター等の配布	2事業者	4事業者	0事業者	2事業者	1事業者	5事業者
3	社会人(従業者)向け啓発DVDの貸出	0事業者	1事業者	0事業者	0事業者	0事業者	5事業者

イ 【方向性2】 消費者教育を担う人材の育成・効果的な情報発信機能の強化

(ア) 地域人材(消費生活コーディネーター)の育成・活動支援

具体的な施策		(R元)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	目標 (R7)
1	消費生活コーディネーターに対しての年10回の研修会で、消費者問題だけでなく地域・事業者等への啓発アプローチの手法及び関係団体との連携方法を学ぶ	38人	35人	35人	38人	38人	42人 (ふるさと協議会21×2名)
2	消費生活サポーターが消費生活コーディネーターの経験を生かした地域活動ができるように支援を図る	4人	10人	6人	8人	7人	10人 制度の充実を図る

(イ) 消費生活相談員及び消費者教育相談員の育成

具体的な施策		(R元)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	目標 (R7)
1	国民生活センターや都道府県等が開催する研修会への参加(内部研修含む)	17回	34回	22回	23回	19回	年30回 初任者研修等の充実を見込む

(ウ) 学校教職員への動機付け及び実践への支援

具体的な施策		(R元)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	目標 (R7)
1	「柏市消費者教育推進連絡会」の開催	3回開催、開催後に会報を発行し、各校に配布	2回開催(書面開催)	3回開催(内1回書面開催)開催後に会報を発行し、各校に配布	3回開催、開催後に会報を発行、各校に配布し、全教職員へ周知	2回開催、開催後に会報を発行、各校に配布し、全教職員へ周知	年3回開催 全教職員への周知徹底と、多様な周知方法(動画等)の活用
2	「消費者教育授業実践事例集」の作成	H30・R元年度の活動事例集原稿作成。消費者教育ポータルサイトの見直し	H30・R元年度の活動について事例集を発行し、市内全校に配布	R2・3年度の活動について事例集を発行し、市内全校に配布	R4・5年度の活動事例集原稿作成。消費者教育ポータルサイトの見直し	R4・5年度の活動について消費者教育ポータルサイト等で周知する方向で調整	令和6・7年度の活動について事例集を発行し、市内全校に配布

(エ) 消費者教育の効果的な情報発信機能の強化

具体的な施策		(R元)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	目標 (R7)
1	消費生活情報リーフレット「消費生活センターつうしん」、ホームページ、メール配信サービス、広報かしわ等による情報発信 (再掲)	5回	「消費生活センターつうしん」の発行 4回				4回以上
		・5/15号 1・2面 ・J:COM 放映	広報かしわへの掲載等 ・7/15号 1・2面 ・J:COM 放映 ・2/1号 8面 商工かしわ				5/1号 1/2面 ・8/14, 9/11 ミニコミ誌ふれあい掲載
		・5月号 7月号 12月号 3月号	メール配信サービス等による情報発信 ・ツイッターの活用 ・地域包括支援センター向け「消費者トラブルニュース」発信(8回) ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回)				・ツイッターの活用 ・消費者トラブルニュースを月1～2回発信 ・メール配信サービス(いくくるメール)の活用 ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回)
2	消費者教育に関する教材(DVD等)の周知・貸出し	貸出8件	貸出6件	貸出5件	貸出4件	貸出15件	貸出し件数 25件
3	パネル展示等 (消費生活コーディネーターが企画するものを含む)				5回	6回	年間10回 以上の開催
4	消費者月間の啓発 (毎年5月)				・パネル展 ・図書企画展示 ・ポスター掲示	・パネル展 ・図書企画展示 ・ポスター掲示	効果的な情報発信2種類以上

3 学校教育等における消費者教育

(1) 柏市消費者教育推進連絡会

学校における消費者教育の推進を図るため、学校教育部指導課と連携を図り、柏市内の小・中・高等学校の教員を委員とした「柏市消費者教育推進連絡会」を学校現場における繁忙な業務状況を踏まえ、2回開催しました。

1回目の連絡会では、消費者教育授業指導案の検討を行い、各委員が自校にて消費者教育に関する授業を実践、2回目の連絡会でその報告及び振り返りを行った。

回	開催日	内 容
1	6/30	3名の小学校の先生, 4名の中学校の先生, 2名の高等学校の先生が作成した指導案を説明した後, 講師の先生からアドバイスをもらった。
2	2/28	消費者教育授業の実践報告について

(2) 高等学校等における消費者教育

民法の一部が改正され, 令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたことにより, 若者の消費者トラブルの拡大が懸念されることから, 市内高等学校における消費者教育の現状及び認識等を把握し, 今後の若年者向けの消費者教育・啓発活動の参考にするため, 令和4年度に消費者教育関係調査を実施, 消費者教育を実践する上で「授業時間が不足している」, 「効果的な指導法がわからない」などの課題を抱えているものの, 授業の充実や消費者講座の実施等, その必要性について理解している学校が多く, 授業内での消費者講座の受け入れに関し, 条件付きを含め8割以上が可能との回答が得られたことから, 市内全高等学校に対し, 千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業補助金を活用した外部講師による授業等の企画・派遣を実施した。

◆授業等の企画・派遣

回	開催日	実 施 校	参加人数
1	1/9 1/16	千葉県立東葛飾中学校 対象: 3年生 講師: 弁護士及び消費生活相談員 内容: 「契約とは」「投資について」など	80
2	1/24	柏市立柏高等学校 対象: 3年生 講師: 弁護士及び消費生活相談員 内容: 教科「社会と情報」『情報社会における法と個人の責任』など	27
3	1/29	流通経済大学付属柏高等学校 対象: 3学年 講師: 弁護士及び消費生活相談員 内容: 「消費者とは」「若者(高校生)をターゲットとした消費者トラブルの特徴」「契約の意味, 契約を結ぶ重み」「未成年者取消権と成年年齢引下げに伴う影響」など	250

◆出前講座

高等学校等からの申込みにより, 消費生活相談員を講師として, 契約の基本と例外, 若者に多いトラブル事例と対処方法, クレジットカードの利用に関する注意事項等をテーマとする出前講座を実施しました。

回	開催日	実 施 校	参加人数
1	11/7	千葉県立我孫子特別支援学校清新分校 内容: クレジットカード, ネット通販, 架空請求, トラブルとその対処方法など	13

(3) 大学・専門学校等における消費者教育

大学・専門学校等では既に成年に達し、消費者としての権利と責任が伴うことから、消費者トラブル未然防止の知識・意識の向上を目的とした教育機会の確保を積極的に進める必要があるため、依頼のあった専門学校に出向き、消費生活相談員を講師として消費生活講座を実施しました。

回	開催日	実施校	参加人数
1	3/19	慈恵医大看護専門学校 内容：悪質商法の事例及び対処法について	70人

(4) その他

学童保育施設における消費者講座

小学校に併設している学童保育施設（こどもルーム）の内6校のこどもルームの児童158人に対し、紙芝居の朗読及びお小遣い帳のつけ方等の講座を、市内の3つの消費者団体に委託して実施した。

受講団体等	回数	内容	参加人数
学童保育施設 (こどもルーム)	6回	・お小遣いの使い方を考えよう ・もったいないことしてない？ ・ほしい気持ちをどうしよう？	158人

4 一般市民向け消費者教育・啓発

(1) 出前講座

町会自治会や各種団体、サークル等からの申し込みや、消費生活コーディネーターの企画により、消費生活相談員を講師として、主に悪質商法等の事例紹介とその対処方法等をテーマとする出前講座を実施しました。

なお、一部の講座については、寸劇を演じる本市の消費者団体や地域包括支援センターと連携して実施しました。

また、消費生活コーディネーターがふるさと協議会や民生委員児童委員協議会、サロン等で消費生活ミニ講座を開催し、1,609名が参加しました。

◆講座、研修などの実施回数：108回 2,592人

【内訳】

①一般	22回	742人
②学校	2回	83人
③こどもルーム	6回	158人
④消費生活CNによる講座	78回	1,609人

回	開催日	内容（テーマ）	受講者（団体・エリア）	参加人数
1	4/21	消費者トラブルを未然に防ぐには	レモンの会	45
2	5/2	高齢者がおちいりやすい詐欺・消費者トラブルの事例と対策について	南光ヶ丘地域・民生委員定例会	27
3	5/12	悪質商法と対処法	コミュニティカフェ「ひふみ」	10
4	6/7	高齢者の消費者被害対策	光ヶ丘地域包括支援センター	20
5	6/8	契約に関すること	富勢地区民生委員児童委員協議会	38
6	7/20	高齢者が陥りやすい事例と対策について	光ヶ丘自治会みどり会	20
7	7/26	高齢者の消費者被害対策	光ヶ丘地域包括支援センター	9
8	10/12	消費者トラブルの手口と対処法	柏北部第2地域包括支援センター	20
9	10/13	高齢者が被害に遭わないための生き方	柏南サロン	15
10	10/21	消費生活相談の最近の傾向について	光ヶ丘地域ふるさと教室	37
11	10/24	消費者被害とその対策について	柏西口第2地域包括支援センター	30
12	10/27	消費者トラブルの事例と対策について	北部第2地域包括支援センター	40
13	11/23	高齢者を取り巻く新しい問題	シルバー大学院	91
14	11/30	悪質商法と対処法	松葉町1丁目第3団地管理組合	17
15	12/1	消費者トラブルの事例と対策について	柏南部第2地域包括支援センター	16
16	12/12	悪質商法被害	柏南部地域包括支援センター	9
17	12/20	中学生が陥りやすい消費者トラブルと対処法	柏第四中学校	70
18	1/21	消費者トラブルの事例と対策について	塚崎区	10
19	1/26	消費者トラブルの事例と対策について	相談支援連絡会	40
20	1/26	小学生が陥りやすい消費者トラブルと対処法	柏第四小学校	50
21	1/30	悪質商法と対処法	シルバー大学院	98
22	3/2	消費者トラブルの事例と対策について	酒井根東親寿会	30

合計 742人

(2) イベント等における啓発

消費生活センターの相談窓口や消費生活コーディネーターの活動の周知及び消費者トラブルの未然防止を図るため、イベント等において啓発活動を行いました。

	開催日	イベント等	会場	備考
1	9/16	敬老の日特別企画 「見て、聞いて学ぶ！ 安全・安心な暮らし」 ブース出展	モラージュ柏1 階Part1・1F 特設会場	安心・安全なまちづくりを目指す各部署が、詐欺や悪徳商法から身を守るための防犯対策や、家族や自分の将来を考える成年後見制度、認知症・介護への理解と予防等について案内し、ノベルティを配布。
2	10/24	「消費者被害予防講座」ブース出展 テーマ：来て、聴いて、学んで「もうダメされない！」	イオンモール柏 1階センターコート	柏警察署、柏市防災安全課と共にミニ講座を開催。講座では、様々な契約トラブル等の事例を紹介。会場に消費者被害防止に役立つパネルを展示し、啓発用品を配付した。
3	1/8	柏市成人式 ～二十歳の集い～	柏市民文化会館	「大人(18歳)になると、自分の意思で契約ができます」等をテーマとした啓発用チラシを配布。

◆消費者講座（イオンモール柏）



(3) パネル展

消費生活センターの周知と消費者トラブルの未然防止を目的に、パネル展を開催しました。

回	開催日程	会 場
1	5/ 9 - 5/16	セブンパークアリオ柏
2	5/16 - 5/31	パレット柏
3	5/22 - 5/26	ラコルタ柏
4	8/ 1 - 8/31	リフレッシュプラザますお
5	1/22 - 2/ 9	沼南支所1階ロビー
6	3/ 4 - 3/18	ほのぼのプラザますお

(4) 電子掲示板を活用した消費生活相談窓口の周知

消費者トラブルで困ったときや、契約をする前に迷ったときに相談を受けられる「消費生活相談」の窓口を一人でも多くの方に知っていただくため、市内各所の電子掲示板を活用して周知を行いました。

回	実施期間	場 所
1	5/1 - 5/31	柏駅東口・南口・二番街、セブンパークアリオ内の柏市PRコーナー、市内及び近隣市の京葉銀行店内、千葉テレビのデータ放送

(5) 情報紙等の発行及び配布等

消費生活相談が多様化、複雑化している中、消費者に対し被害事例や対応策等を情報提供していくことが重要と考え、消費者被害の未然防止や暮らしに役立つ情報を掲載した情報紙等を、市内の公共機関（例、近隣センター）や消費者講座の受講者、消費生活センターに来所した相談者等に配布（消費生活センター備付け分を含む）しました。

ア 情報紙「柏市消費生活センターつうしん」
定期発行4回（6月、9月、12月、3月）

消費者被害の未然防止を図るため、消費生活センターに寄せられた相談事例を基に、市民（主に高齢者）に伝えたい最新情報を「柏市消費生活センターつうしん」として発行した。（55頁以降参照）

- イ くらしの豆知識（2023年版）
- ウ 柏市消費生活センターリーフレット
- エ 柏市消費生活コーディネーターリーフレット
- オ 悪質商法撃退ステッカー（訪問販売お断りシール）
- カ 柏市消費生活センター相談専用電話番号マグネットシート
- キ 柏市消費生活センター相談専用電話番号カード
- ク 高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック
- ケ 見守り新鮮情報
- コ 子どもサポート情報
- サ クリアファイル
- シ その他啓発資料

配布資料総数 67,016部（枚）

第4節 消費生活コーディネーター・消費生活サポーターの活動状況

地域における消費生活の安全及び向上を図ることを目的に、昭和63年度から、市内各ふるさと協議会から推薦を受けた方を消費生活コーディネーターとして委嘱しています。

消費生活コーディネーターは、「地域の消費者リーダー」として、消費者トラブルを未然に防ぐため、消費生活に関する情報を市民に提供するなど、市と地域のパイプ役として、日々活動をしています。

また、平成28年度から、消費生活コーディネーターの任期修了者のうち、任期後も継続して活動することを希望する者を消費生活サポーターとして登録することを開始した。各地域の消費生活コーディネーターと連携するとともに、居住地域における回覧や掲示板等を利用し、消費生活に関する情報提供を行いました。

1 消費生活コーディネーター

(1) 概要

ア 定数 50人以内

イ 委嘱人数 38人

ウ 委嘱期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

エ 活動内容

- ・ 消費者への啓発に関すること
- ・ 消費生活相談の受理及び連絡に関すること
- ・ 消費生活についての意見並びに情報の収集及び提供に関すること
- ・ 消費生活についての調査に関すること

(2) 令和5年度の主な活動

ア 消費生活コーディネーター研修会の受講 10回

(48頁「令和5年度消費生活コーディネーター研修会」参照)

イ 地域における啓発活動

消費者情報及び悪質商法被害防止に関する啓発資料等の配布

・ 活動先

各種サロン、民児協定例会、ふるさと協議会定例会等

・ 活動回数 202回

・ 啓発資料等の配布数 79,320部(枚)



2 消費生活サポーター

(1) 概要

ア 登録人数 7人

イ 活動内容

- ・ 消費者への啓発に関すること
- ・ 消費生活コーディネーターとの連携に関すること
- ・ 消費生活相談の受理及び連絡に関すること
- ・ 消費生活についての意見並びに情報の収集及び提供に関すること
- ・ 消費生活についての調査に関すること

[令和5年度消費生活コーディネーター研修会]

回	開催日	テーマ	講師等	会場
1	4/20(木)	①消費者講座の進め方 ②消費者トラブルの最近の傾向	消費生活センター職員	中央体育館 管理棟2階 会議室
2	5/18(木)	①食品安全を学ぶ～食中毒の 予防について～ ②みどりの食料システム戦略	農林水産省 関東農政局	中央体育館 管理棟2階 会議室
3	6/15(木)	生命保険の基礎知識	(公財) 生命保険文化 センター	中央体育館 管理棟2階 会議室
4	7/20(木)	成年年齢引き下げによる消費 者トラブルを未然に防ぐには	(公財) 消費 者教育支援センター	市民文化会 館小ホール
5	9/21(木)	地域で見守る「高齢者の消費 者トラブル」	千葉県金融 広報委員会	中央体育館 管理棟2階 会議室
6	10/19(木)	訪問販売について	訪問販売協 会	中央体育館 管理棟2階 会議室
7	11/16(木)	インターネット, 光回線, ス マートフォンのトラブル	消費生活相 談員	中央体育館 管理棟2階 会議室
8	1/18(木)	クレジットカードのしくみ	(一財) 日 本クレジッ ト協会	中央体育館 管理棟2階 会議室
9	2/15(木)	消費者教育の意義と消費者市 民社会	消費生活相談 員	中央体育館 管理棟2階 会議室
10	3/21(木)	①消費者トラブル～最近のト ピックス～ ②第18期コーディネーター 研修会2年間の振り返り	消費生活セ ンター職員	中央体育館 管理棟2階 会議室

第5節 消費者行政推進協議会の開催

本市における市民の消費生活の安定及び向上を図るため、柏市消費者行政推進協議会（以下「協議会」という。）を設置している。

本協議会の協議事項には、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条第2項各号に掲げる事務に関することも含まれることから、令和5年度は、主に若年者の消費者トラブル防止に向けた事業について、若年者の消費生活相談の最近の状況を踏まえ、各ライフステージでの消費者教育及び啓発等について協議するため、対面での協議会を2回開催しました。

回	開催日	議 題
1	7/4 (火)	1 柏市消費者行政及び計量業務概要（令和4年度実績）について 2 若年者の消費者トラブル防止に向けた事業について
2	12/19 (火)	1 若年者の消費生活相談の最近の状況 2 消費者教育授業の紹介 3 各ライフステージでの消費者教育・啓発について

第6節 製品安全4法等立入検査

家庭用品品質表示法，消費生活用製品安全法，電気用品安全法，ガス事業法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき表示が義務付けられた製品（表示の有無，表示内容等）について，立入検査を実施しました。

1 実施日及び実施店舗数

実施日	実施店舗数
令和5年 6月 6日	2
令和5年 9月 12日	2
令和5年 9月 14日	1
令和5年 12月 5日	2
令和6年 2月 22日	1
令和6年 2月 27日	1

2 対象店舗等

各事務処理要領に基づき年度当初に作成した立入検査実施計画書に記載された店舗

3 検査結果

(1) 家庭用品品質表示法

部門	検査品目	検査店舗数	検査個数	違反件数
繊維製品	事務服及び作業服	1	4	0
	子供用オーバーオール及びロンパース	1	2	0
	帽子	1	6	0
	床敷物	1	8	0
	手袋	1	3	0
	マフラー	1	3	0
加工品 合成樹脂	令和5年度実施なし	0	0	0
器具 電気機械	テレビジョン受信機	1	2	0
	電気パネルヒーター	1	1	0